

○曾於市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例

平成17年 7 月 1 日

条例第108号

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第2項及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、デイサービスセンターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 高齢者の心身の健康を保持し交流を促進するとともに、高齢者に対する介護支援を行うことにより、高齢者の福祉の増進を図るためにデイサービスセンター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
末吉デイサービスセンター	曾於市末吉町二之方3990番地3
大隅デイサービスセンター	曾於市大隅町岩川5760番地1

(事業)

第3条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業
 - (2) 高齢者の介護予防及び生きがい活動のための事業
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
- (指定管理者による管理等)

第4条 センターの管理は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の指定は、曾於市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年曾於市条例第250号）に定めるところによるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する事業に関する業務
 - (2) 第12条に規定する利用料の徴収に関する業務
 - (3) その他センターの管理、運営に関し市長が必要と認める業務
- (指定管理者が行う管理の基準)

第6条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。

(利用時間及び休業日)

第7条 センターの利用時間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者において特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用時間等を変更することができる。

施設名	末吉デイサービスセンター	大隅デイサービスセンター
利用時間	午前8時30分から午後5時まで	
休業日	日曜日	
	12月29日から翌年1月3日まで	

(利用の許可)

第8条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、老人福祉法第10条の4第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による要介護認定若しくは同条第2項の規定による要支援認定を受けた者は、当該措置の決定又は要介護認定若しくは要支援認定があったときに、第3条第1号の事業に係る利用について利用許可を受けたものとみなす。

3 指定管理者は、センターの管理上必要と認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(利用の不許可)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) センターの施設等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理上適当でないと認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第10条 利用許可を受けた者（第8条第2項の規定により許可を受けたものとみなされた者を含む。以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくはその内容を変更し、又は利用許可に係る施設の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 利用者が利用目的、利用条件又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 指定管理者がセンターの管理上特に必要があると認めたとき。

2 指定管理者が前項の規定による処分をした場合において、当該処分により利用者に損害が生じて、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わないものとする。ただし、同項第3号の規定に該当することにより、当該処分がなされた場合は、この限りでない。

(利用料)

第12条 センターの利用については、利用料を徴収する。

2 前項の利用料の額は、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条第1号の事業に係る利用のうち、介護保険法第19条第1項の要介護認定又は同条第2項の要支援認定を受けた者の利用 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）に基づき、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額
- (2) 前号の利用以外の利用 1回につき830円。ただし、入浴利用者については、210円を加算した額とする。

3 市長は、前項の利用料を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料の還付)

第13条 既納の利用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還する。

- (1) 第11条第1項第3号に該当することにより利用許可が取り消されたとき。
- (2) 災害その他利用者の責めに帰することができない理由によりセンターの利用が不能となったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めたとき。

(損害賠償)

第14条 故意又は過失によりセンターの施設、設備等を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の末吉町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成12年末吉町条例第20号）、大隅町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成12年大隅町条例第20号）又は財部町老人デイサービスセンター運営事業に関する規則（平成9年財部町規則第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年12月27日条例第256号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の曾於市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年曾於市条例第108号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年3月14日条例第19号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに前納した、又は前納すべきであった使用料等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月25日条例第7号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月27日条例第19号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。